

# 茨城県報 第106号

平成2年1月16日

火曜日

## 目次

### 告示

●材木業者等の登録(林政課).....	1	ページ
●保安林の指定の予定(林業課).....	2	
●土地改良事業の適当決定(2件)(農地管理課).....	2	
●換地計画の適当決定(2件)( " ).....	3	
●事業の認定(用地課).....	4	
●道路の供用開始(道路維持課).....	4	
●土地改良区役員の就退任(2件)(土地改良事務所).....	4	

### (選挙管理委員会)

●選挙管理委員会第1回定例会の招集.....	6
------------------------	---

### 公告

●地籍調査の成果認証(農地計画課).....	7
●鉱害復旧工事実施計画の縦覧(農地建設課).....	7
●都市計画事業者の施行者の名称等(都市施設課).....	8
●建築許可に関する聴聞(建築指道課).....	8
●開発行為の工事完了(9件)( " ).....	9
●道路位置の指定(3件)( " ).....	11

### 正誤

●平成元年12月25日付け茨城県報第101号中.....	12
------------------------------	----

## 告示

### 茨城県告示第31号

茨城県木材業者等登録条例(昭和36年茨城県条例第6号)第5条第1項の規定により次の者を木材業者等として登録した。

平成2年1月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

### 木材業者登録

登録番号	登録年月日	住所(所在地)	氏名(代表者)	商号(名称)	営業所又は工場		業種	備考
					所在地	名称		
1271	2.1.9	久慈郡大子町相川1669	高村 政男	高村材木店	住所と同じ	商号と同じ	素材生産業	

1272	2.1.9	水戸市上水戸 2-10-2	黒澤 紘子	(有) 黒澤木材 センター	住所に同じ	商号に同じ	販売業	
4178	"	つくば市吉沼 1297-2	誉田 光春	(株)はまれ	"	"	"	
4179	"	取手市東6- 24-2	吉岡 嘉光	吉岡木材店	竜ヶ崎市見 原塚町3025 -2	"	"	
4180	"	石岡市並木東 2184-6	額賀 信義	額賀林業	住所に同じ	"	素材 生産	

茨城県告示第32号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨の通知があったので、同法第30条の規定により告示する。

平成2年1月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

1 指定を予定している森林の所在場所

久慈郡大子町大字袋田字月居1054の1（国有林。次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、八溝地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を茨城県庁並びに大子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

茨城県告示第33号

里美村長井坂紀一から平成元年9月29日付けで認可申請のあった篠手地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年1月16日

茨城県知事 竹内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 篠手地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 1 月 17 日から平成 2 年 2 月 9 日まで
- 3 縦覧の場所 里美村役場

茨城県告示第34号

那珂町長浅川泰郷、瓜連町長生天目正から平成元年11月27日付けで認可申請のあった門部鹿島地区土地改良事業については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第8条第1項の規定により適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 門部鹿島地区土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 1 月 17 日から平成 2 年 2 月 9 日まで
- 3 縦覧の場所 那珂町役場、瓜連町役場

茨城県告示第35号

平成元年10月30日付けで認可申請のあった粟野地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 1 月 18 日から平成 2 年 2 月 6 日まで
- 3 縦覧の場所 北茨城市役所

茨城県告示第36号

平成元年10月16日付けで認可申請のあった若宮戸北原地区の換地計画については適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間 平成 2 年 1 月 18 日から平成 2 年 2 月 6 日まで
- 3 縦覧の場所 石下町役場

## 茨城県告示第37号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 起業者の名称 取手市
- 2 事業の種類 取手市立資料館建設事業
- 3 起 業 地
  - (1) 収用の部分 取手市大字稲字向原及び字古戸地内
  - (2) 使用の部分 なし
- 4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所  
取手市役所

## 茨城県告示第38号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき道路の供用を次のように開始する。  
その関係図面は、平成 2 年 1 月 16 日から 30 日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

- 1 路 線 名 県道 日立山方線
- 2 供用開始の区間 日立市宮田町字赤沢 3 5 8 5 番 4 地先から  
日立市入四間町字木の根坂 8 6 3 番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成 2 年 1 月 17 日

## 茨城県告示第39号

笠間市石井 7 1 7 に事務所を置く福原・上稲田土地改良区から、次のとおり役員が就任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県水戸土地改良事務所長 皆 川 勝

- | 1 就 任 | 住 所       | 職 名 | 氏 名     | 摘 要 |
|-------|-----------|-----|---------|-----|
|       | 笠間市稲田 602 | 理 事 | 久 野 学   |     |
|       | “ “ 779   | “   | 柳 橋 文 晃 |     |
|       | “ “ 683   | “   | 柳 橋 賢   |     |

笠間市福原 3365	理 事	中 根 清 治
" " 3108	"	中 根 栄 寿
" " 2326	"	井 坂 実
" " 4042	"	青 木 英
" " 3910	"	渡 部 昭 夫
" " 5888	"	渡 部 勝 一
" " 383	"	真 家 省 藏
" " 937	"	萩 原 一 良
" " 800—6	"	青 木 保
" " 1719—1	"	羽 方 和 男
" " 1755	"	仁 平 和 二
" " 2600	監 事	海老原 禎 次
" " 4199	"	青 木 義 雄
" " 1253	"	菅 谷 治 作

茨城県告示第40号

笠間市石井 7 1 7 に事務所を置く福原・上稲田土地改良区から、次のとおり役員が就退任した旨、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により届出があったので、同条第17項の規定により公示する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県水戸土地改良事務所長 皆 川 勝

1 退 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市稲田 602	理 事	久 野 学	
" " 779	"	柳 橋 文 晃	
" " 683	"	柳 橋 賢	
" 福原 3365	"	中 根 清 治	
" " 3108	"	中 根 栄 寿	
" " 2326	"	井 坂 実	
" " 4042	"	青 木 英	
" " 3910	"	渡 部 昭 夫	
" " 5888	"	渡 部 勝 一	
" " 383	"	真 家 省 藏	
" " 937	"	萩 原 一 良	
" " 800—6	"	青 木 保	

笠間市福原 1719-1	理 事	羽 方 和 男
” ” 1755	”	仁 平 和 二
” ” 2600	監 事	海老原 禎 次
” ” 4199	”	青 木 義 雄
” ” 1253	”	菅 谷 治 作

## 2 就 任

住 所	職 名	氏 名	摘 要
笠間市稲田 602	理 事	久 野 学	
” ” 779	”	柳 橋 文 晃	
” ” 683	”	柳 橋 賢	
” 福原 3365	”	中 根 清 治	
” ” 3108	”	中 根 栄 寿	
” ” 2326	”	井 坂 実	
” ” 4042	”	青 木 英	
” ” 3910	”	渡 部 昭 夫	
” ” 5888	”	渡 部 勝 一	
” ” 383	”	真 家 省 藏	
” ” 937	”	萩 原 一 良	
” ” 800-6	”	青 木 保	
” ” 1719-1	”	羽 方 和 男	
” ” 1755	”	仁 平 和 二	
” ” 2600	監 事	海老原 禎 次	
” ” 4199	”	青 木 義 雄	
” ” 1253	”	菅 谷 治 作	

## (選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第1号

平成2年茨城県選挙管理委員会第1回定例会を次のとおり招集する。

平成2年1月16日

茨城県選挙管理委員会

委員長 鈴木 貞 男

1 日 時 平成2年1月17日(水)

午前10時00分から

2 場 所 茨城県水戸市三の丸1-5-38

茨 城 県 庁

3 議 題

- (1) 市町村選挙結果について
- (2) 政治団体の設立届出, 解散届出の状況について
- (3) そ の 他

**公 告**

●地籍調査の成果認証

結城郡千代川村, 久慈郡里美村, つくば市, 常陸太田市における地籍調査の成果は, 国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により認証した。

平成2年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

調査を行った者の名称	結城郡千代川村, 久慈郡里美村, つくば市, 常陸太田市
調査を行った期間	結城郡千代川村大字原, 大字羽子, 大字宗道の各一部 昭和63年10月1日から平成元年1月31日まで 久慈郡里美村大字小妻の一部 昭和63年8月31日から昭和63年10月13日まで つくば市大字上菅間, 大字中菅間, 大字池田の各一部 昭和61年7月14日から昭和61年11月7日まで 常陸太田市大字増井の一部 昭和62年12月4日から昭和63年2月10日まで
認 証 年 月 日	平成2年1月8日

●平成元年度鉱害復旧工事実施計画の縦覧

石炭鉱害事業団常磐支部から臨時石炭鉱害復旧法(昭和27年法律第295号)第56条第1項の規定により, 平成元年度鉱害復旧工事実施計画の認可の申請があったので, 同法第57条第1項の規定により, 関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成2年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 縦覧に供する書類の名称

平成元年度藤縄地区及び西上野地区鉱害復旧工事実施計画書

2 縦 覧 の 期 間 平成2年1月16日から平成2年2月4日まで 20日間

3 縦 覧 の 場 所 北茨城市役所換地対策室

## ●都市計画事業の施行者の名称等

水戸勝田都市計画道路事業については、平成元年12月18日建設省告示第2088号で都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第2項の規定による認可をした旨告示されたので、同法第66条の規定により次のとおり公告する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

## 1 都市計画事業の種類及び名称

水戸勝田都市計画道路事業

3・4・15号 水戸駅千波線

## 2 施行者の名称 茨城県

## 3 事務所の所在地 水戸市三の丸1丁目5番38号

茨 城 県 庁

## 4 事業地の所在

(1) 収用の部分 茨城県水戸市宮町1丁目及び2丁目地内

(2) 使用の部分 な し

## ●建築許可に関する聴聞

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第9項の規定に基づき次のとおり聴聞を行います。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 聴 聞 期 日 平成 2 年 1 月 22 日 午前 10 時

2 聴 聞 場 所 勝田市大字稲田字境町975番1

3 聴 聞 事 項 第1種住居専用地域内において次の建築物の許可に関すること。

食料品（パン・菓子類等）仕分・荷造工場

4 申請者住所氏名 千葉市新港22番地

山崎製パン株式会社千葉工場 工場長 青 山 一 義

5 建築物構造規模 鉄骨造1階建 増築

申請延面積 243.95平方メートル 既存 1,166.95平方メートル

6 敷 地 面 積 4,732.42平方メートル

7 原 動 機 既設 3.75キロワット

8 建築物の位置 勝田市大字稲田字境町975番1, 977番3, 978番, 979番, 980番



●開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成2年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字上大島字神明1816番, 1818番1, 1819番2

2 事業主の住所及び氏名

大阪府堺市築港南町4番地

日本ノボパン工業株式会社

代表取締役 山 本 陽 一

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくば市大字上大島字神名1742番の一部, 1747番1, 1751番1, 1752番1, 同番2, 1754番1, 同番3, 同番4, 1755番2, 1800番の一部, 1803番2, 1804番2, 1805番, 1807番2, 1818番2

2 事業主の住所及び氏名

大阪市北区天満3丁目13番18号

株式会社 ヤマゲン

代表取締役 山 本 陽 一

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

取手市井野字前土井561番1

2 事業主の住所及び氏名

千葉県柏市柏3丁目4番25号

有限会社 常盤開発

代表取締役 三 村 義 満

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡大洗町磯浜町字二葉町7853番1, 7853番5

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡大洗町磯浜町7809番地

有限会社 梶尾商店

代表取締役 梶 尾 勝 吉

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
猿島郡総和町大字久能字西側 1 2 1 3 番 9, 1 2 2 1 番 2, 同番 6, 字西原 1 2 5 0 番 7

2 事業主の住所及び氏名  
下妻市大字本城町二丁目 39 番地  
矢田部商事株式会社

代表取締役 矢田部 勲

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北相馬郡守谷町守谷字並木甲 2 3 9 0 番 1

2 事業主の住所及び氏名  
北相馬郡守谷町野木崎 1176 番地  
鈴木 進

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
新治郡出島村大字加茂字八双田~~臺~~ 5 3 2 2 番, 5 3 2 3 番 1, 5 3 2 4 番 1, 5 3 2 4 番 7

2 事業主の住所及び氏名  
土浦市白鳥町 1107 番地の 10  
株式会社 三洋

代表取締役 松本 貞 男

---

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
筑波郡谷和原村大字台字二本松 8 5 0 番, 8 5 1 番, 字二本松入 7 3 6

2 事業主の住所及び氏名  
埼玉県大宮市大字植田谷本 866 番地  
明和サービス株式会社

代表取締役 和泉 文 男

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）附則第4項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法附則第5項において準用する同法第36条第3項の規定により公告する。

平成 2 年 1 月 16 日

茨城県知事 竹 内 藤 男

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
鹿島郡銚田町新銚田二丁目 2 番 8, 同番 9, 同番 10, 1 9 番 3, 同番 4, 同番 5, 同番 6

2 事業主の住所及び氏名  
水戸市見和 2 丁目 500 番 7

株式会社 山新

代表取締役 山 口 健 治

●道路位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成2年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	指 定 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
宮土木指令 第884号	元.12.22	株式会社 棟 匠 代表取締役 石川 毅	水戸市泉町 1丁目4番28号	那珂郡大宮町字富士山 3256番10, 同番12, 同 番14, 同番2	メートル 6.50	メートル 137.90
潮土木指令 第607号	元.12.22	大崎 治男	鹿島郡鹿島町宮 下2丁目 12番の31	鹿島郡大野村荒野字留 塚1571番31	6.20	51.00

●道路位置の指定廃止

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号に規定する道路の位置を次のとおり廃止した。

平成2年1月16日

茨城県知事 竹 内 藤 男

指定番号	廃 止 年 月 日	申 請 者		道 路 の 位 置	道路幅員及び延長	
		氏 名	住 所		幅 員	延 長
浦土木指令 第1895号	元.12.21	芝橋 光夫	つくば市大字上 ノ室字寺ノ越 1321番地	つくば市大字上ノ室字 寺ノ越1321番, 1320番 2, 1320番1の一部	メートル 4.0	メートル 91.50

---

正 誤

---

●平成元年12月25日付け茨城県報第101号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	行	誤	正
6	下から12	下館市中央市街地再開発組合	下館市中央地区市街地再開発組合

~~~~~

毎週月・木曜日発行(緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
休日の場合は繰下発行) (金 2,300円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 茨城県水戸市三の丸1丁目5番38号

茨城県総務部総務課

電話番号 0292 (21) 8111 (代)